

# 食品関連事業者の皆様へ 青森県からの食品表示に関する 重要なお知らせです。

## 令和4年4月1日から全ての加工食品に 原料原産地の表示が必要となります!

平成29年（2017年）9月1日から、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合が最も高い原材料に対して、その原産地の表示が義務付けられています。

経過措置期間（準備期間）は、令和4年（2022年）3月31日までです。この翌日以降に製造・販売される製品には、原料原産地を必ず表示\*する必要があります。

\*令和4年4月1日以降に製造する一般用加工食品だけでなく、同日以降に販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品にも、必ず原料原産地表示を行う必要があります。

### 加工食品に一番多く使用する原材料が

#### 生鮮食品の場合

（例：りんごジャムのりんご 等）



「国産」等と

その産地を表示

<表示例>

名 称	りんごジャム
原材料名	<u>りんご（国産）</u> 、砂糖、 レモン果汁

#### 加工食品の場合

（例：食パンの小麦粉 等）



「国内製造」等と

その製造地を表示

<表示例>

名 称	食パン
原材料名	<u>小麦粉（国内製造）</u> 、砂糖、 マーガリン、パン酵母、食塩

「国産」である  
という意味で  
はありません。

こちらを読み込むと原料原産地表示制度に関する情報をご覧いただけます。（消費者庁ホームページ）



詳細については下記までお問い合わせください。

青森県 農林水産部 食の安全・安心推進課

青森市長島1丁目1-1

電 話：017-734-9351

F A X：017-734-8086

# 【原料原産地表示に関するお問い合わせ先】

原料原産地表示に関する疑問点、ご相談のほか、違反が疑われる情報も受け付けます。

消費者庁

食品表示企画課(相談の受付) ☎03-3507-8800 (代)

農林水産省

消費・安全局消費者行政・食育課 ☎03-3502-7804

## 青森県内の相談窓口

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
農林水産部 食の安全・安心推進課	017-734-9351	県内全域
東青地域県民局 地域農林水産部	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南地域県民局 地域農林水産部	0172-33-2902	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八地域県民局 地域農林水産部	0178-23-3794	八戸市、三戸郡
西北地域県民局 地域農林水産部	0173-34-2111 (内線236)	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局 地域農林水産部	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北地域県民局 地域農林水産部	0175-22-2685	むつ市、下北郡

※各地域県民局地域農林水産部の相談窓口は、農業普及振興室に設置しています。

青森県の食品表示ホームページはこちら

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/shoku/110ban00.html>

青森県 食品表示

検索

## 【このリーフレットに関する問い合わせ先】

青森県 農林水産部 食の安全・安心推進課

青森市長島1丁目1-1

電話：017-734-9351

FAX：017-734-8086